



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.124

発行：東濃西部広域行政事務組合

「デジタル遺品」でトラブルにならないために

終活の一環として「生前整理」という言葉を耳にする機会も増えています。「生前整理」には財産の整理や不用品などの物の整理のほか、スマホなどに保存された写真やSNSのアカウント、サブスクリプションの契約など、デジタルデータや契約中のサービスの整理があります。こうした「デジタル遺品」といわれるものは残された家族等がIDやパスワードが分からず、解約できないというトラブルが発生します。最近のデジタル関連の契約はスマホで使うことを前提にされているものも多く、最低限スマホ端末自体のロック画面を解除さえできれば、デジタル遺品の調査につながるヒントが見つかる可能性があります。亡くなった後、「ロック画面を解除する方法」を家族に伝える方法を考えることがデジタル遺品の生前整理の第一歩です。



こんな相談ありました



賃貸アパートに住んでいるが、タバコも吸わないし、ひどく汚してもいない。しかし、退去するとき壁紙全面張替えの費用など高額請求された。納得いなか

い。
退去時に請求される「原状回復費用」については国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に考え方が示されています。原則、借主の故意・過失による損傷は貸主負担となります。退去時の立会いの時にはガイドラインを参考に貸主等とともに、原状回復の必要箇所を確認しましょう。後日の確認資料として写真を撮ることも有用です。※契約前にもガイドラインの情報収集し、特約等も含め内容をガイドラインと照らし合わせてみましょう。また、入居前の写真も今後のトラブル防止に役立ちます。

1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	5件
訪問販売	3件
訪問購入	0件
通信販売	44件
連鎖販売	1件
電話勧誘	3件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	19件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業